

## 延長保育事業実施要領

## (趣旨)

第1 就労形態の多様化等に伴い延長保育の需要に対応するため、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において私立保育所等及び地域型保育事業所が引き続き保育を提供することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

## (実施主体)

第2 本事業の実施主体は、私立保育所等及び地域型保育事業所とする。

## (事業内容)

第3 本事業を実施する私立保育所等及び地域型保育事業所は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第2号及び第3号に係る認定を受けた児童が、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育の提供を行う。

## (実施方法)

第4 本事業を実施する私立保育所等及び地域型保育事業所は、次の方法により実施するものとする。

## (1) 一般型

## ア 実施場所

都道府県及び市町村以外の者が設置する私立保育所等及び地域型保育事業所のほか、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設等とする。

## イ 対象児童

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号及び第3号に係る認定を受け、私立保育所等及び地域型保育事業所を利用する児童。

## ウ 職員配置

配置する職員は、下表のとおりとする。

また、配置する職員の数（以下「基準配置」という。）は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。

私立保育所等	なお、開所時間内における「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」と
--------	--

		いう。) 第1条第44号ロに定める短時間認定を受けた児童(以下「短時間認定児」という。)の延長保育について、告示第1条第44号イに定める標準時間認定を受けた児童(以下「標準時間認定児」という。)を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で保育ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1人とすることができる。
小規模保育事業	A型	基準配置により保育士を配置すること。
	B型	保育士その他の保育に従事する職員(越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第21号。以下「家庭的保育事業等の設備運営基準」という。)第33条第1項に定める市長が行う研修を修了し保育に従事する職員として市長が適当と認める者(以下「その他の保育従事者」という。))を基準配置により配置すること。ただし、そのうち保育士を1/2以上とする。
	C型	家庭的保育事業等の設備運営基準第28条第2項に定める家庭的保育者(以下「家庭的保育者」という。)1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育事業等の設備運営基準第28条第3項に定める家庭的保育補助者(以下「家庭的保育補助者」という。)とともに保育する場合には、5人以下とする。
事業所内保育事業	定員20人以上	基準配置により保育士を配置すること。ただし、保育士の数は実施場所1につき2名を下ることはできない。 なお、開所時間内における短時間認定児の延長保育について、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で保育ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1人とすることができる。
	定員19人以下・A型	基準配置により保育士を配置すること。
	定員19人以下・B型	保育士その他の保育従事者を基準配置により配置すること。ただし、そのうち保育士を1

		／2以上とする。
家庭的保育事業	定員4名以上	家庭的保育者及び家庭的保育補助者を配置すること。
	定員3名以下	家庭的保育者を配置すること。

エ 実施要件

下表のとおりとする。

	短時間認定	標準時間認定
① 1時間延長	開所時間内で、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数（以下「平均対象児童数」という。）が1人以上いること。	開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が6人以上（小規模保育事業、事業所内保育事業（定員19人以下）及び家庭的保育事業並びに私立保育所等及び事業所内保育事業（定員20人以上）において夜10時以降に行う延長保育（以下この表において「家庭的保育事業等」という。）については2人以上）いること。
② 2時間延長	開所時間内で、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。	開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が3人以上（家庭的保育事業等については1人以上）いること。
③ 3時間以上の延長	開所時間内で、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて3時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。	②と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が3人以上（家庭的保育事業等については1人以上）いること。
④ 開所時間を超えた延長	標準時間認定と同様の取扱いとし、各時間帯における平均対象児童数の算定については、標準時間認定児と合算	

	して算出すること。	
⑤ 30分 延長		上記①～③に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。

(注1) 上記において、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間又は開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び平均対象児童数を合算することはせず、前後それぞれで延長時間を定めること。

ただし、短時間認定において、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間上、前後それぞれで算出される延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1人以上いる時間を前後合算して算出すること。

(注2) 上記の④及び⑤を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分を適用すること。

また、平均対象児童数は、年間の上記の延長時間区分における週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とすること。

## (2) 訪問型

### ア 実施場所

利用児童の居宅において実施すること。

### イ 対象児童

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、私立保育所等及び地域型保育事業所を利用する児童であって、以下のいずれかに該当するものとする。

(ア) 居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合

(イ) 私立保育所等及び地域型保育事業所における延長保育の利用児童数が1名となった場合

### ウ 職員配置

職員の配置は次のとおりとする。なお、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。

(ア) 居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合

「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添4に定める研修を修了した家庭的保育者を配置すること。

(イ) 私立保育所等及び地域型保育事業所における延長保育の利用児童数が1名となった場合

保育士を配置すること。

(注) 都道府県又は市町村においてアの研修の実施体制が整っていない場合には、経過措置として、家庭的保育者基礎研修を修了した保育士、家庭的保育者認定研修及び基礎研修を修了した者又はこれらの者と同等以上と認められる者であって、アの研修体制が整い次第速やかに当該研修を受講し、修了することとしている者を、当該研修を修了するまでの間(概ね2年程度)配置することができることとする。

エ 実施要件

下表のとおりとする。

	短時間認定	標準時間認定
① 1時間延長	開所時間内で、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の年間利用日数(以下「年間延べ利用日数」という。)が26日以上あること。	開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、年間延べ利用日数が26日以上あること。
② 2時間以上の延長	開所時間内で、②と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の年間延べ利用日数が26日以上あること。	①と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の年間延べ利用日数が26日以上あること。
③ 開所時間を超えた延長	標準時間認定と同様の取扱いとし、各時間帯における年間延べ利用日数の算定については、短時間認定、標準時間認定それぞれ算出すること。	

④ 30分 延長		上記①及び②に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の年間延べ利用日数が26日以上あること。
-------------	--	---

(注1) 上記において、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間又は開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び平均対象児童数を合算することはせず、前後それぞれで延長時間を定めること。

ただし、短時間認定において、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間上、前後それぞれで算出される延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1人以上いる時間を前後合算して算出すること。

(注2) 訪問型の利用にあたっては、利用者と市町村が協議の上、利用の決定を行うこと。

(事業の実施手続)

第5 本事業を実施する私立保育所等及び地域型保育事業所の長は、事業の実施に当たり、次の点を遵守することとする。

- (1) 越谷市に十分協議を行うものとする。
- (2) 日々の対象児童数等を集計するとともに、この実施要領の要件に適合する施設である旨の確認できる関係書類を常に整備し、必要に応じて提出すること。

(費用)

第6 私立保育所等及び地域型保育事業所の長は、事業を実施するに当たり、あらかじめ保護者負担額を設定するものとする。また、訪問型については、利用児童の居宅までの交通費を実費徴収できることとする。

2 越谷市は、本事業を実施するために必要な経費を要綱の定めるところにより補助するものとする。

(留意事項)

第7 一般型については、対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。

2 保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成29年11月10日付け府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号・子家発1110第1号内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長及び厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)」に従い、必要に応じて速やかに国へ報告すること。

保育標準時間の通常保育を「7:30～18:30」、  
 保育短時間の通常保育を「8:30～16:30」に設定した施設



平均対象児童数を算出

平均対象児童数を算出  
 ※短時間認定の利用があれば、  
 標準時間認定の利用者と  
 合算して算出する。

※平均対象児童数とは  
 各週における最多利用児童数の平均

※私立保育園・認定こども園  
 基準配置により保育士を配置  
 (保育士2名以上)

※小規模A型・事業所内(19人以下A型)  
 基準配置により保育士を配置。

※小規模B型・事業所内(19人以下B型)  
 保育士その他の保育従事者を基準配置により配置。  
 そのうち保育士を1/2以上とする。

※家庭的保育事業  
 4名以上 家庭的保育者及び家庭的保育補助者  
 3名以下 家庭的保育者

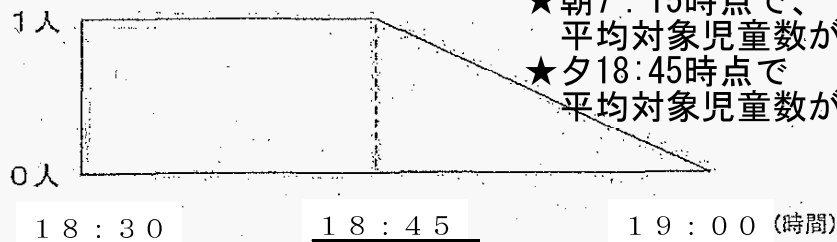
## 延長保育事業費補助金に係る「対象児童」の考え方について

※開所時間(保育標準時間の通常時間)が7:30~18:30の場合

### (1) 30分延長の対象について

18:45以降 平均対象児童が1人以上いれば対象

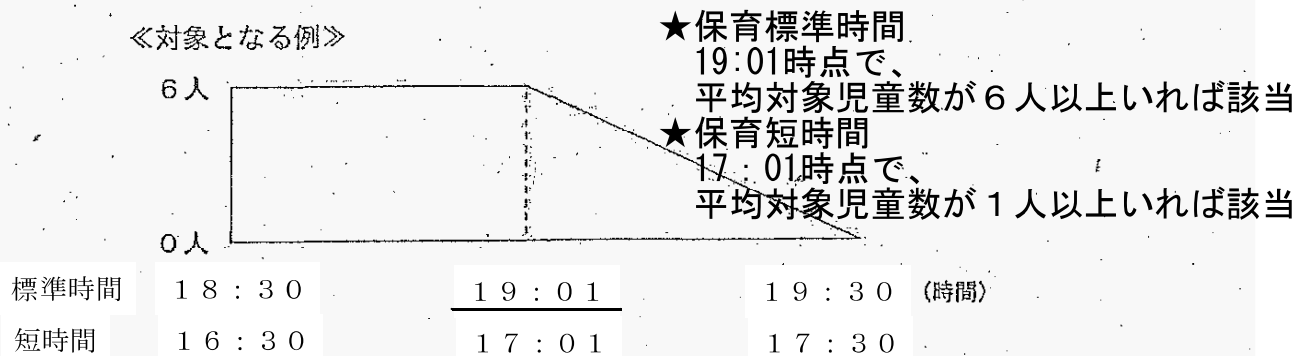
《対象となる例》



### (2) 1時間延長の対象について

19:00 を超えて、平均対象児童が6人以上いれば対象(保育短時間は1人以上)

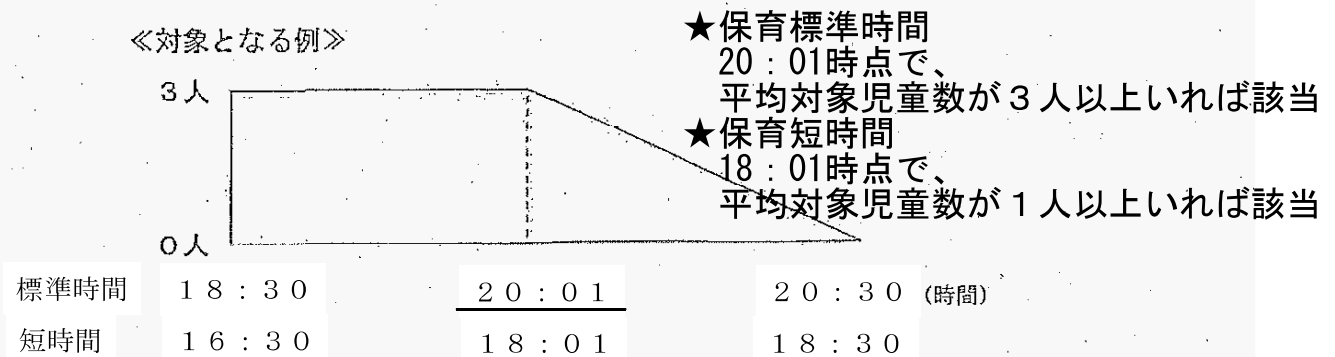
《対象となる例》



### (3) 2時間延長の対象について (3時間延長以上も同じ考え方)

20:00 を超えて、平均対象児童が3人以上いれば対象(保育短時間は1人以上)

《対象となる例》



- 利用実績が上記の基準を超えない場合は、事業を実施していても補助を受けられません。
- 補助金は使いきりが原則です。支出を伴わない場合、その分は減額となります。
- 利用実績について、根拠資料を必ず保存しておいてください。提出を求める場合があります。

※この事業は、国・県の事業をもとに、市が実施するものです。



# 延長保育事業集計システム「ぴっぴ」の使用方法

1. 「初期設定」のシートのクリーム色のセルに必要事項を入力。

**延長保育事業 集計システム「ぴっぴ」 ver4.0**

●初期登録  
 年度 平成31年度 施設類型(必ず選択) 事業所内(20人〜)  
 西越谷げんき保育園  
 記入担当者名 西越 千秋  
 19時以降の利用者からの実費徴収 行わない 金額 250円

●提出時点の情報  
 提出月 8月 年間 52週  
 2か月経過

●「ぴっぴ」とは  
 延長保育事業の集計を( )  
 ます。平成26年度から実  
 入力したあと、その時  
 けるのがワリです。(左  
 ●実績報告の方法  
 おおむね2か月に1回  
 のを期限までに御提出  
 ※都度市から依頼しま  
 ※補収書の提出は求め  
 検査等の際、必要に応  
 してください(5年保存)。

●「ぴっぴ」とは  
 延長保育事業の集計を( )  
 ます。平成26年度から実  
 入力したあと、その時  
 けるのがワリです。(左  
 ●実績報告の方法  
 おおむね2か月に1回  
 のを期限までに御提出  
 ※都度市から依頼しま  
 ※補収書の提出は求め  
 検査等の際、必要に応  
 してください(5年保存)。

●保育短時間児童数(管外委託含む)  

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

●入力結果(全て打ち込んだあとに確認!)\*  
 入力時点での補助額の見込をお知らせします。

区分	補助金区分	入力時点での結果と補助基準額	(参考)
標準時間	朝30分延長	×の見込です	0.00
	夕30分延長	×の見込です	0.00
	夕1時間延長(該当園のみ)	×の見込です	0.00
夕2時間延長(長)	夕2時間延長	×の見込です	0.00
	夕3時間延長	×の見込です	0.00
	夕4時間延長	×の見込です	0.00

通常保育開始 8:30  
 通常保育終了 16:30

初期設定 ★実費額 4標 / 4短 5標 / 5短 6標 / 6短 7標 / 7短 8標 / 8短 9標 / 9短 10標 / 10短 11標 / 11短 12標 / 12短 1標 / 1短

2. 指定月のシート(○月標・○月短)のクリーム色のセルに登降園時刻等を入力。

※保育標準時間 … 7:30以前・18:30以降の利用者のみ入力。

※保育短時間 … 8:30以前・16:30以降の利用者のみ入力。

4月分 延長保育実績報告書(保育標準時間)  
 ※24時間制で入力してください(降園時は「18:36」など) ※7

番号	乳幼児氏名	年齢	実費徴収点	日曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
1	蒲生 みなみ	0	750	登	7:15	7:10													1
2	蒲生 茜	3	500	降	18:55	18:40													0
				降															2

上のは登園時刻、下のは降園時刻を入力。  
 ※24時間制で入力してください。(ex.18:40 など)

実費徴収金額合計 1,250

実費徴収金額合計	7:15時点	7:30時点	18:30時点	18:45時点	19:01時点	19:06時点	19:30時点	20:01時点	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
1,250	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ここに19時以降を含めた実費徴収金額の合計が表示されます。

3. 「★実費額」のシートへの入力。

※実費徴収した金額をクリーム色の部分に入力。(夕方は標準・短時間にそれぞれ入力)

※19時以降の徴収金は自動で算定されないため、上図を参考に合計金額を直接入力する。

平成31年度 延長保育実費徴収金額集計報告書

		施設名		西越谷げんき保育園
1	朝延長保育(7:00~7:30)			
月	利用人数(①)	①による金額	実徴収した額(②)	備考(①と②に差がある場合はその理由)
4月	2	500	250	7:30の児童から徴収しなかったため
5月	0	0	0	

19時までの有料分のみ自動計算される。

4. 確認

「初期設定」シートに、入力時点での補助基準額の見込が表示されます。

5. 回答

延長保育事業集計システム「ぴっぴ」をメールで送信します。(根拠資料は不要です。)